

茨城県
獣医師会
会報

JOURNAL OF THE
IBARAKI VETERINARY
MEDICAL ASSOCIATION

No.79

5.2013

公益社団法人 茨城県獣医師会



獣医師の誓いー95年宣言

人類は、地球の環境を保全し、他の生物と調和を図る責任をもっている。特に獣医師は、動物の健康に責任を有するとともに、人の健康についても密接に関わる役割を担っており、人と動物が共存できる環境を築く立場にある。

獣医師は、また、人々がうるおいのある豊かな生活を楽しむことができるよう、広範多岐にわたる専門領域において、社会の要請に積極的に応えていく必要がある。

獣医師は、このような重大な社会的使命を果たすことを誇りとし、自らの生活をも心豊かにすることができるよう、高い見識と厳正な態度で職務を遂行しなければならない。

以上の理念のもとに、私たち獣医師は、次のことを誓う。

- 1 動物の生命を尊重し、その健康と福祉に指導的な役割を果たすとともに、人の健康と福祉の増進に努める。
- 2 ヒューマン・アニマル・ボンド 人と動物の絆を確立するとともに、平和な社会の発展と環境の保全に努める。
- 3 良識ある社会人としての人格と教養を一層高めて、専門職としてふさわしい言動を心がける。
- 4 獣医学の最新の知識の吸収と技術の研鑽、普及に励み、関連科学との交流を推進する。
- 5 相互の連携と協調を密にし、国際交流を推進して世界の獣医界の発展に努める。



日本獣医師会・獣医師会活動指針

－ 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。－

- 1 地球的課題としての食料・環境問題に対処する上で、生態系の保全とともに、感染症の防御、食料の安定供給などの課題解決に向け、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につながる。」との考え方（One World-One Health）が提唱され、「人と動物が共存して生きる社会」を目指すことが求められている。
- 2 一方、動物が果たす役割は、食料供給源としてのほか、イヌやネコなどの家庭動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出し、また、生物多様性保全における野生動物の存在など、その担うべき社会的役割は重みを増すとともに、一層多様化してきている。
- 3 他方、国民生活の安全・安心や社会・経済の発展を期する上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病等に代表される新興・再興感染症に対する備えとともに、家庭動物の飼育が国民生活に普及する中で動物の福祉に配慮した適正飼育の推進が、更には、地球環境問題としての生物多様性の保全や野生鳥獣被害対策を推進する上での野生動物保護管理に対する関心が高まってきている。
- 4 我々、獣医師は、「日本獣医師会・獣医師倫理綱領 獣医師の誓い－95年宣言」が規定する専門職職業倫理の理念の下で、動物に関する保健衛生の向上と獣医学術の振興・普及を図ること等を通じ、食の安全性の確保、感染症の防御、動物疾病の診断・治療、更には、野生動物保護管理や動物福祉の増進に寄与するとの責務を担っている。
- 5 獣医師会は、高度専門職業人としての獣医師が組織する公益団体として、獣医師及び獣医療に対する社会的要請を踏まえ、国民生活の安全保障、動物関連産業界の発展による社会経済の安定、更には、地球環境の保全に寄与することを目的に、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を活動の理念として、国民及び地域社会の理解と信頼の下で、獣医師会活動を推進する。

【参 考】

「One World-One Health」とは、動物と人及びそれを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、獣医療をはじめ関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題解決に当たるべきとの考え。2004年に野生生物保全協会（WCS）が提唱した。また、国際獣疫事務局（OIE）は、2009年に「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「One World-One Health」を実行すべきである旨を提唱している。

茨城県獣医師会会報 第79号 目次

<会務報告>	
公益社団法人茨城県獣医師会第4回総会開催	3
平成24年度(第2回)正副支部長会議開催	5
<行政機関情報等>	
獣医師国家試験結果及び就職状況について	8
「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」の一部が改正されました。…	9
ケタミン(販売名:ケタラル)の取扱いについて	13
<職場紹介>	
茨城県農業共済組合連合会家畜診療センター開設	15
<部会・地区便り>	
ブロック活動報告	16
支部活動報告	17
<随筆・随想等>	
動物看護師とは何なのか?	升 秀 夫 …… 20
竜巻被害に遭遇して	佐 原 聡・佐 原 由 美 …… 23
『イヌとネコの飼い方について』の講演報告	春日 浩 二 …… 25
真の『幸福』とは…	菅 原 茂 美 …… 26
<本会情報>	
平成24年度茨城県獣医師会事業実施報告	31
「災害時における愛玩動物の救護活動に関する協定」を締結	40
日本獣医師「獣医師生涯研修事業」における認定証交付会員	41
<福利厚生事業>	
会員の福利厚生事業報告	42
会員訃報	43
平成24年度茨城県獣医師会新入会員紹介	43
平成24年度茨城県獣医師会退会者	43
所属変更	44
獣医療証明様式等頒布品一覧	45
本会顧問紹介	45
<動物名のルーツを探る>	
シリーズ19 キジ	22
シリーズ20 カワウソ	30
シリーズ21 サル	39
シリーズ22 トキ	42
<こぼればなし>	
犬のルーツ	4
巨大隕石の衝撃	25
暗黒物質の謎	30
やったね!サモア	34
満点の星空	40
隕石落下の現場写真	41
PM2.5→越境汚染	44
<編集後記>	49

茨城県獣医師会会訓

1. 茨城県獣医師会は、会員の団結と和を基本理念とする伝承を継承して、秩序ある運営をはかり堅実な事業の発展を期する。
2. 茨城県獣医師会は、動物愛護を通じて社会貢献につとめ、同業相互協力の精神を保持する。
3. 茨城県獣医師会会員は、最新学術の研修につとめ、獣医師の誇りと品格を高揚する。

公益社団法人茨城県獣医師会第4回総会開催

日時：平成25年3月28日（木） 午後1時30分～

場所：つくば国際会議場（つくば市竹園2-20-3）

【小林貞雄会長挨拶】

＊桜が咲き花見の季節ですが、会員各位にはご多忙の折、多数御出席いただき感謝します。

＊本日は第4回総会ということで、第1号～第3号の議案を提出しますので、よろしくご審議願います。

＊茨城県農業共済組合連合会では、これまで付属の家畜診療施設がなかったが、このたび診療施設を開設することになり、県獣医師会としても全面的に協力する体制をとりたいと思いますので、会員各位におかれましても、ご協力のほどお願いいたします。

＊一昨年3・11の災害の後、飼い主を失ったペット動物の保護などについて、災害時動物救護事業を推進するため、県と「災害時における動物愛護の救護対策に関する協定」を結びましたので会員各位、今後一層ご協力のほどお願いいたします。

＊本日は、平成25年度の事業計画について、忌憚のないご意見をいただき、ご審議願います。

【議事経過】

1 開 会：吉田勝也副会長

2 物故者に対する黙祷

3 会長挨拶

4 議長選出

議 長： 勤務退職者支部・細谷佳史

副議長： 第5支部 ・木内 貢

5 議事録署名人は定款により総会出席理事全員

6 書記任命・大貫由美子（事務局）

7 議 事

8 閉 会：宇佐美晃副会長

【充足数報告】

（会員数654名。79名出席、委任状提出369名、計448名なので総会成立を議長が宣言。）

【総会提出議案】

第1号議案：平成25年度事業計画（案）および同経費収支予算（案）について議決を求める件

事務局から前もって全会員に配布してある「事業計画書」「事業説明書」及び「収支予算案」について説明があり、採決の結果、異議なしで原案通り可決された。

（事業活動収入・支出とも予算規模は356,783,889円）。その他詳細は省略。

「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」の一部が改正されました。

茨城県保健福祉部生活衛生課 環境・動物愛護グループ

○一部改正の経緯

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）は、昭和48年に議員立法で制定され、その後、平成11年、17年の2回にわたり、議員立法により改正された。平成17年の改正時に附則第9条に、「施行後5年を目途に、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。」と規定され、環境省は、平成22年8月、中央環境審議会に「動物愛護管理のあり方検討小委員会」を設置し、計25回にわたり動物愛護管理法に係る諸問題が議論され、2回にわたる計17万件のパブリックコメントの結果も踏まえて、平成23年12月に「動物愛護管理のあり方検討報告書」がとりまとめられた。法制定及び過去2回の改正が議員立法で行われたこと、また小委員会で結論が得られなかった論点もあったため、今回の改正も議員立法で行われることとなり、与野党での議論、協議を経て法改正案がとりまとめられた。平成24年8月28日に衆議院、29日に参議院において全会一致で成立し、9月5日に公布された。改正の概要は以下のとおりである。

○「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正（平成24年9月5日法律第79号）の概要

1. 動物取扱業者の適正化

（1）犬猫等販売業に係る特例の創設

現行動物取扱業を第一種動物取扱業とし、第一種動物取扱業者のうち、犬猫等販売業者（犬又は猫その他環境省令で定める動物の販売（販売のための繁殖を含む。）を業として行う者）について、以下の事項を義務付ける。

幼齢個体の安全管理、販売が困難となった犬猫等の扱いに関する犬猫等健康安全計画の策定及びその遵守（第10条第3項、第22条の2）

飼養又は保管する犬猫等の適正飼養のための獣医師等との連携の確保（第22条の3）

販売が困難となった犬猫等の終生飼養の確保（第22条の4）

犬猫等の繁殖業者による出生後56日を経過しない犬猫の販売のための引渡し（販売業者等に対するものを含む。）・展示の禁止（第22条の5）

なお、「56日」について、施行後3年間は「45日」と、その後別に法律で定める日までの間は「49日」と読み替える（附則第7条関係）。

犬・猫等の所有状況の記録・報告（第22条の6）

（2）動物取扱業者に係る規制強化

感染性の疾病の予防措置や、販売が困難になった場合の譲渡しについて努力義務として明記（第21条の2・第21条の3）

犬猫等を販売する際の現物確認・対面説明の義務付け（第21条の4）

（3）狂犬病予防法、種の保存法等違反を、第一種動物取扱業に係る登録拒否及び登録取消事由に追加す

る。(第12条第1項)

(4) 第二種動物取扱業の創設(第24条の2～第24条の4)

飼養施設を設置して動物の譲渡等を業として行う者(省令で定める数以上の動物を飼養する場合に限る。以下「第二種動物取扱業者」という。)に対し、飼養施設を設置する場所ごとに、取り扱う動物の種類及び数、飼養施設の構造及び規模、管理方法等について、都道府県知事等への届出を義務付ける。

2. 多頭飼育の適正化

- (1) 騒音又は悪臭の発生等、勧告・命令の対象となる生活環境上の支障の内容を明確化する(第25条第1項)。
- (2) 多頭飼育に起因する虐待のおそれのある事態を、勧告・命令の対象に追加する(第25条第3項)。
- (3) 多頭飼育者に対する届出制度について、条例に基づき講じることができる施策として明記する(第9条)。

3. 犬及び猫の引取り(第35条)

- (1) 都道府県等が、犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合に、その引取りを拒否できる事由(動物取扱業者からの引取りを求められた場合等)を明記する。
- (2) 引き取った犬又は猫の返還及び譲渡に関する努力義務規定を設ける。

4. 災害対応

- (1) 災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策を、動物愛護管理推進計画に定める事項に追加する(第6条)。
- (2) 動物愛護推進員の活動として、災害時における動物の避難、保護等に対する協力を追加する(第38条)。

5. その他

- (1) 法目的に、遺棄の防止、動物の健康及び安全の保持、動物との共生等を加える(第1条)。
- (2) 基本原則に、取り扱う動物に対する適正な給餌給水、飼養環境の確保を加える(第2条)。
- (3) 所有者の責務に、終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務を加える(第7条)。
- (4) 特定動物の飼養保管許可に当たっての申請事項に、「特定動物の飼養が困難になった場合の対処方法」を加える(第26条)。
- (5) 動物愛護担当職員及び動物愛護推進員制度に関する国による必要な情報の提供等を定めるとともに、動物愛護に係る表彰制度を設ける(第41条の3・第41条の4)。
- (6) 動物虐待等を発見した場合の獣医師による通報の努力義務規定を設ける(第41条の2)。

6. 罰則等

- (1) 酷使、疾病の放置等の虐待の具体的事例を明記する(第44条)。
- (2) 愛護動物の殺傷、虐待、無登録動物取扱、無許可特定動物飼養等について罰則を強化する(第44条～第49条)。

7. 施行期日等

- (1) 公布の日から一年以内の政令で定める日から施行する(附則第1条)。
- (2) 第一種動物取扱業者、犬猫等販売業者、第二種動物取扱業者に係る規定等について所要の経過措置を設ける(附則第3条～第12条)。
- (3) マイクロチップの装着等の推進及びその装着を義務付けることに向けての検討に関する規定を設ける(附則第14条)。

○「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」の一部改正（平成25年3月26日環境省令第8号）の概要

1. 犬猫等販売業者について

（1）犬猫等販売業者の範囲

対象は「犬又は猫」の販売を業として行う者とする。

（2）犬猫等健康安全計画の規定事項及び登録基準

- ・ 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備
- ・ 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い
- ・ 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法
- ・ 基準としては、それぞれの事項について1) 遵守基準等に適合するものであること、2) 健康及び安全の保持の観点から具体的かつ明確であること、3) 終生飼養の観点から適切であることを定める。

（3）帳簿記載事項及び都道府県知事への報告

- ・ 帳簿には、以下を記載する。
 - 1) 個体情報、2) 繁殖者名、3) 生年月日、4) 所有日、5) 販売又は譲渡した者の名称等、6) 販売又は引渡し日、7) 販売又は引渡しの相手方の名称等、8) 販売・引渡し先の法令遵守状況、9) 販売担当者名、10) 説明及び確認の実施状況、（飼養・保管中に死亡の事実があった場合には）11) 死亡日、12) 死亡原因
- ・ 帳簿は、販売を行う事務所に5年間保管する。
- ・ 都道府県知事への定期報告は、毎年1回とする。

2. 対面説明・現物確認について

（1）販売時に対面説明・現物確認を義務付ける動物の範囲

第一種動物取扱業者により取り扱われる哺乳類、鳥類、爬虫類の販売全て（但し第一種動物取扱業者間の販売を除く）を対象とする。

（2）説明事項

- 1) 品種等の名称、2) 標準体重、標準体長等、3) 平均寿命等、4) 飼養施設の構造及び規模、5) 給餌・給水の方法、6) 運動及び休養の方法、7) 人獣共通感染症等、8) 不妊又は去勢の方法及び費用、9) その他みだりな繁殖を制限するための措置、10) 関係法令による規制内容、11) 性別の判定結果、12) 生年月日、13) 不妊又は去勢の実施状況14)、繁殖者名等、15) 所有者の氏名（販売業者が所有者でない場合）、16) 病歴、ワクチン接種状況、17) 親兄弟等の遺伝性疾患の発生状況、18) その他必要な事項

（3）第二種動物取扱業者について

- ・ 飼養施設については、人の居住部分と明確に区分できる場合に限定し、飼養又は保管を一時的に委託を受けて行う場合を含まない。
- ・ 飼養頭数の下限については、大型（牛・馬、特定動物）、中型（犬・猫等）、小型（ネズミ・小鳥等）に分け数値を設定する。大型は3頭、中型は10頭、小型は50頭。
- ・ 法35条に基づく取扱い（引取り・保管・譲渡等）の他、法に基づく動物の取扱い（狂犬病予防法に基づく抑留、感染症予防法に基づく検疫等）については、届出制度の対象外とする。

(4) 虐待を受けるおそれのある事態について

下記のいずれかの状況が把握され、飼養者が担当職員による改善指導に従わない、あるいは担当職員による現状確認等の状況把握を拒否する等により、当該事態の改善が望めない事態の場合、都道府県知事による勧告・命令を可能とする。

- ・ 鳴き声がやまない、異常な鳴き声が続くなどの状態が継続し、不適正な飼養状況が想定される。
- ・ 悪臭が継続する又はねずみ、はえその他の衛生動物が大量発生するなどにより、不衛生な飼養環境が想定される。
- ・ 栄養不良等の個体が見られ、給餌・給水が一定頻度で行われていないことが想定される
- ・ 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚染されているなど適正な飼養が行われていない状態が長期間続いている個体が見られる。
- ・ 繁殖防止措置が講じられず、かつ、譲渡等の飼養頭数の削減が図られないことにより、繁殖により頭数が増加している。

(5) 引取りを求める相当の事由がないと認められる場合について

犬猫等販売業者から引取りを求められた場合のほか、以下の場合に犬猫の引取りを拒否できることとする。

- ・ 繰り返し引取りを求められた場合
- ・ 子犬や子猫の引取りを求める場合であって、自治体からの繁殖制限措置を講じる旨の指導に応じない場合
- ・ 犬猫の高齢化・病気等の理由又は当該犬猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求める場合
- ・ 引取りを求めるに当たって、あらかじめ新たな飼い主を探す取組をしていない場合
- ・ その他条例、規則等で定める場合

なお、上記場合であっても生活環境の保全上の支障を防止するため引取りが必要と判断される場合には引取りを行わなければならない。

3. 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行日

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成25年9月1日）

（参照）環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>

○県としての対応

県としては、改正内容の周知に努め、適正な運用を図っていくとともに、改正法の趣旨を踏まえ、「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の見直しを検討していく。今後とも、本県の動物愛護管理行政の一層の推進を図っていくため、茨城県獣医師会会員をはじめ、関係者の皆様のご協力、ご尽力をお願いしたい。

「茨城県農業共済組合連合会家畜診療センター開設」

茨城県農業共済組合連合会家畜診療センター
所 長 — 澤 正

日頃、茨城県獣医師会会員の皆様並びに県及び各関係機関団体の皆様には、NOSAI（農業共済）の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。NOSAIは、昭和22年の制度発足以来、幾多の災害に対し、国の農業災害対策の柱として、損害の防止と補てんを通じて農業経営の安定と農業生産の振興に努めてまいりました。

家畜共済では、加入家畜の死亡や廃用、疾病・傷害の診療費について補償しており、また、検査等に基づく飼養管理指導など損害防止事業にも力を入れ、畜産経営の安定に全力を注いでおります。

診療や損害防止については、県央南農業共済組合家畜診療所や県内68名の指定獣医師等の協力により運営しており、診療体制の充実と事故低減の一角を担っていただいております。

しかし、近年は診療獣医師の高齢化や産業動物獣医師への新たな参入の減少に伴い、獣医師の少ない地域や県外獣医師に依頼している農家も数多く見受けられ、NOSAI茨城が約400戸の畜産農家を対象に実施したアンケート調査でも、獣医師の減少傾向が浮き彫りになりました。

一方NOSAI茨城では、組合員等の畜産経営の支援として、広範囲な検査・指導・措置など損害防止事業を展開していますが、現場での損害防止事業に対応した処置及び治療が行えず、組合員等の要望に応えられていません。

このような状況からNOSAI 茨城では、平成25年4月1日、水戸市のNOSAI茨城連合会事務所敷地内に家畜診療センターを開設し、指定獣医師等の協力体制を充分確保しながら、獣医師が僅少な地域での診療や、治療行為にも対応できる損害防止事業を展開し、組合員等負担の軽減と事故低減を図ってまいります。

畜産農家のニーズに応えられる診療体制基盤を構築し、将来にわたって農業経営と地域農業の発展に向けた幅広い支援活動に取り組む所存ですので、NOSAI茨城連合会家畜診療センターへのご理解ご協力を今後ともさらにお願ひ申し上げます。



平成24年度県北ブロック獣医師連絡部会活動報告

平成24年10月14日（日） 日立市内かみね動物園にて、『かみね in フェスティバル』を開催し、ペットの無料健康相談をはじめ、小学生150名が参加した写生会、300名が参加したマイクロチップクイズラリーは大盛況で、各所から協賛いただいた沢山の景品を手にした子供たちの笑顔であふれていた。

イベント後、提出された参加者の絵は、約2ヶ月間園内に展示され、入賞者には賞状・賞品を交付した。

平成24年度鹿行ブロック獣医師連絡部会報告

平成24年10月14日、潮来市あやめ「商い創造祭」において動物フェスティバルを開催、子供たちに好評であった。

10月26日、銚田市「とちぎ海浜自然の家」に於いて、志賀昭先生による畜産講演会「口蹄疫終息から2年、今後の防疫対策を考える」を開催した。

平成25年3月3日、鹿島ハイツスポーツプラザに於いて、平田雅彦先生による小動物講演会「赤血球や白血球の形態と評価法」を開催した。

平成24年度県南ブロック獣医師連絡部会報告

平成24年11月3日（土祝）『うしくwai ワイまつり』会場内にて、第5支部担当動物イベントを開催した。

実施内容は、ペット無料健康相談、ペットしつけ方相談をはじめ、マイクロチップ啓発の一環としてぬいぐるみへの挿入デモンストレーション、また児童を対象としたポニーの乗馬体験、フードのサンプル配布など、数千人の来場者を対象に積極的な啓発事業を実施し大盛況であった。

平成24年度県西ブロック獣医師連絡部会報告

平成24年7月18日、下妻市に於いて、今本成樹先生による「被災地での動物保護について」研修講演会を開催した。

10月27日、坂東市岩井商店街（ホコテン）に於いて動物フェスティバルを開催した。

平成25年1月16日、下妻市に於いて、動物検診センター山添比奈子先生による「高度医療機器について」講演会を開催した。

支部活動報告

第1支部

平成24年 4月12日	支部役員会	事業進行状況の確認
5月10日	支部役員会	事業進行状況の確認
6月14日	支部役員会	支部総会準備
7月7日	支部総会と懇親会	決算予算等と親睦
7月12日	支部役員会	事業進行状況の確認
7月13日	ふれあい教室（笠間市「南小学校」）	啓発活動
8月9日	支部役員会	事業進行状況の確認
9月13日	支部役員会	事業進行状況の確認
10月4日	ふれあい教室（水戸市「吉沢小学校」）	啓発活動
10月11日	支部役員会	事業進行状況の確認
10月18日	ふれあい教室（笠間市「大原小学校」）	啓発活動
10月19日	ふれあい教室（茨城町「長岡小学校」）	啓発活動
10月24日	ふれあい教室（笠間市「友部小学校」）	啓発活動
10月26日	ふれあい教室（笠間市「友部小学校」）	啓発活動
11月8日	支部役員会	事業進行状況の確認
11月11日	支部懇親会	親睦
12月4日	支部研修会	群馬夜間救急動物病院見学
12月9日	支部忘年会	親睦
12月13日	支部役員会	事業進行状況の確認
平成25年 1月31日	ふれあい教室（笠間市「こじか幼稚園」）	啓発活動
2月14日	支部役員会	支部総会準備
3月14日	支部役員会	支部総会準備

第3支部

- 1 日 時 平成24年11月11日（日）
場 所 日立市シビックセンター会議室 502号室
上映映画 第一部 ねこタクシー
第二部 いのちの食べ方
会員病院にてポスター掲示、及びブロック行事時にチラシの配布
その他、ポスター掲示に協力して頂いた所に掲示
- 2 日 時 平成25年3月6日（水）
場 所 茨城県動物指導センター
① 茨城県動物指導センターの施設見学及び研修

第4支部

平成24年4月12日 支部役員会
4月22日 支部総会 大洗シーサイドホテル
9月2～3日 関東地区三学会 大宮ラフォーレ清水園
11月22日 正副支部長会議
平成25年2月26日 正副支部長会議
3月24日 支部役員会
その他、ブロック事業への協力

農林水産部支部

公益社団法人茨城県獣医師会農林水産部支部として次の事業を行いました。

- 本県における公務員獣医師の確保対策として、獣医学系大学を訪問し、公務員獣医師の業務内容説明、職員採用案内等の実施。
- 家畜衛生事業の改善、向上に資するために実施される、家畜保健衛生業績発表会における特別講演等への協力。
- 農林水産部支部会員の家畜衛生、畜産の振興、獣医療に関する法令遵守のために必要な最新の知識や技術習得のため、学術誌の定期的購読と書籍の購入。

※ 勤務獣医師部会（畜産・家畜衛生分科会）

公益社団法人茨城県獣医師会勤務獣医師部会 畜産・家畜衛生分科会として次の事業を行いました。

- 家畜の伝染性疾病的な診断を行うための病性鑑定研修会への協力。
- 茨城県口蹄疫防疫演習における講師依頼等への協力。
- 勤務獣医師の新たな知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表を行うため、学術誌の定期購読と書籍の購入。

保健福祉部支部

保健福祉部支部では、公衆衛生の向上に寄与するため開催されている業績発表会（茨城県公衆衛生獣医師協議会）を支援しております。

平成24年度は、76名出席のもと、次のとおり、開催されました。

- 1 日 時：平成24年6月2日（土）
- 2 場 所：茨城県水戸合同庁舎（水戸市棚町）
- 3 結 果：

発表演題14題の内、演題No.12を全公獣調査研究発表会に、演題No.1、11、13の3題を平成24年度関東・東京合同地区獣医師大会・三学会に推薦し、No.1の演題（県北食肉衛生検査所・尾崎紘子さん）が学術奨励賞を受賞しました。

4 発表演題等：

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| 1 管内と畜場における牛の腸管出血性大腸菌の分離状況 | 県北食肉衛生検査所 尾崎 紘子 |
| 2 小学校等における出張動物ふれあい教室について | 動物指導センター 鈴木 香世 |

3	特定動物による事故及び逸走事例	動物指導センター	佐藤 要介
4	犬の多頭飼養届制度の届出状況について	動物指導センター	瀧川裕一郎
5	動物指導センターに届出のあった犬による咬傷事故について	動物指導センター	飛田 香織
6	肉の生食についてのアンケート	水戸保健所	高野 直樹
7	有機溶媒に起因する中毒の疑い事例の対応について	つくば保健所	佐原 聡
8	会食中のおむつ交換を原因としたノロウイルス集団発生事例についての一考察	つくば保健所	上野 恵
9	食鳥検査基準（ブロイラー）の平準化に向けた取り組みについて	県西食肉衛生検査所	箭内希代子
10	県西食肉衛生検査所における牛肉の全頭検査の概要と検査実績について	県西食肉衛生検査所	福田 可奈
11	PCR法による豚サルモネラ症の迅速診断法の検討	県西食肉衛生検査所	松崎 未希
12	豚の頭部検査における抗酸菌症の菌分布について（第3報）	生活衛生課	有嶋 貴義
13	平成23年度に発生した集団下痢症から分離されたCampylobacter jejuniの疫学解析	衛生研究所	和田 千里
14	県南食肉衛生検査所業務継続計画【地震編】の策定について	県南食肉衛生検査所	櫻井さつき

勤務退職者支部

事業報告

- 代議員会議の開催 平成24年7月6日 笠間市
 - ・平成23年度事業報告・収支決算について
 - ・平成24年度事業計画案・収支予算案
 - ・公益社団法人移行後における定款制定に伴う規約の改正について
 - ・支部役員等の選任について 協議
- 研修会の開催 平成25年2月19日 水戸市
 公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 事務局長 青山 充
 「健康食品・トクホあれこれ!?」と題して講演をいただき、参加者と意見交換をいたしました。
- 福利厚生事業 親睦ゴルフ大会の開催
 会員相互の親睦を図るため開催
 平成24年9月11日 霞ヶ浦カントリー倶楽部
- 各種学会・大会等の開催案内等

「動物看護師とは何なのか？」

筑波大学大学院医学医療系

保健医療学域／看護学類 升 秀 夫

不肖な自己紹介からはじめます。獣医師法22条の届け出において、私の主たる職業は、筑波大学看護学類（医学部看護学科）で、看護師、助産師、保健師、養護教諭が、それぞれの国家資格を受験するための必修科目「感染と免疫」「人間環境論」「環境保健学」「学校環境保健学」を講義することです。学生諸君は、看護師の国家試験に合格し、看護師免許を得てから、助産師、保健師、養護教諭などの資格を取得します。獣医師法22条の届け出において、私の従たる職業は、学校法人湘央学園にて評議員の任にあると同時に、動物看護コースにおいて、動物外科学の実習（外科手術看護）を教授することです。主たる職業は「看護師養成」であり、従たる職業は「動物看護師養成」です。では、動物看護師について「何なのか？」についてお話しさせていただきます。日本語はウラル・アルタイ語圏にあって、独立した言語ですが、この文法に逆らい、結論から申し上げます。「現行の民間制度（動物看護師統一認定機構）における、動物看護師認定取得者だとしても、その名称と獣医療の診療補助行為について、保助看法、獣医師法、並びに、獣医療法違反である可能性があり、きわどい」と考えています。また、「動物看護師統一認定機構における動物看護師認定を得ずして動物看護職協会に登録できない動物病院勤務の診療補助者も前記同様に、きわどい」と考えています。動物看護師とは資格や免許に至っていないことは言うまでもないことです。民間団体である動物看護師統一認定機構の「認定」です。

ヒトの医療における看護師は「保健師・助産師・看護師法」（以下：保助看法）で、診療補助行為の業務制限と名称制限が明確に定められています。

「保助看法」には、名称独占規定があるため「看護師でない者が看護師又はこれに類似する名称を用いることができない」と定められています（2006年改正：保助看法42条3）。臨床検査技師は「臨床検査技師等に関する法律」で、診療補助行為について「保助看法」で、看護師が診療補助行為の独占をしているので、「臨床検査技師でない者は臨床検査技師を名乗ってはいけない」とする「名称制限」に止められています。他のパラメデカル免許も「保助看法」が上位にあることから「名称制限」のみで定められています。ヒトの医療の診療補助行為は看護師の独占業務であり、他の医療資格は名称制限です。したがって、動物看護師という名称からして「保助看護法」に規定される「看護師に類似する名称を用いることができない」と定められた条項に抵触する「きわどさ」があります。動物看護師の名称を用いることが、違法ではないとするためには、看護師免許を所轄する厚生労働省と、看護師の職能団体である、日本看護協会／日本看護学会などの関係諸団体との合意が必要だと推測しています。

獣医師法17条で「獣医師でなければ、飼育動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他獣医師が診察を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る）の診療を業務としてはならない」と定められています。すなわち「飼育動物の診療は獣医師の独占業務であり、獣医師でない者は診療を業務としてはならない」と定められ、「獣医師の監視下であろうがなかろうが」獣医療は、獣医師以外の者が行ってはならないと解釈するのだらうと思っています。「保助看護法」5条では「療養上の世話又は診療の補助」が規定され、31条では業務独占、37条では業務範囲が明確に定められ

ています。動物看護師を自称せざるをえなくなっている、獣医療における法的根拠が得られていない職種の方々のお気持ちを察するに、心が痛むと同時に、獣医療に関する職務において、ミスや事故が発生した場合の責任について考えると背筋が寒くなります。平成20年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会から「動物看護師」のセッションやシンポジウムが設けられ、毎年、拝聴させていただいていますが、動物看護師が行っている獣医療の診療補助行為は、ヒトの医療における「保助看護法」37条の業務規定を上回る、獣医療直接介入であることを知りました。詳細については、平成20年度～24年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会抄録に詳しく掲載させています。日本獣医師会獣医学術学会年次大会の参加費用の区分にも「動物看護師」と明記されています。これで良いのでしょうか？「動物看護師統一認定機構」古川敏紀委員にお尋ねしました。「現行法で言えば、動物看護師が法に問われる事はまず無いと思います。おそらくは世の獣医師の大半が法に触れると思います。それで私はこれに携わる最初から、私は看護師さんがかわいそうだからなんて気持ちで関わるのではない。私も獣医師の端くれであり、獣医の危機から動いてます、と言っております」と、ご見解をいただきました。インターネットで、動物看護師をキーワードに検索し、ウィキペディアをクリックすると「現実には動物看護師による診療行為（採血、投薬、診断、麻酔、レントゲン撮影など）が日常的に行われているところが多いとされる」と記載されていました。日本獣医師会獣医学術学会年次大会でも、動物看護師の発表から、ウィキペディアの記載内容に異議を唱えることのできない診療補助行為と医療行為が公表されています。このことは「動物看護師統一認定機構」が認定する「動物看護師」を社会的に認知する法律が存在しない、動物看護師を支える土台となる法律がない状況において、獣医療の診療補助行為と動物への医

療的直接介入が行われていることになります。

不肖な自己紹介を再び繰り返します。私は平成18年度～19年度の2年間、筑波大学教職員組合書記長でした。大学の経営状況が明記された財務諸表、労働協約、労働基準法（以下：労基法）について、うむを言う自己主張の猶予をまったく与えられることなく専念しました。労働基準法違反は刑事であることから、違反者は、取り調べ（逮捕）、書類送検、起訴、裁判を経て、罰金刑もしくは禁錮・懲役刑に処せられます。労基法25条「使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他厚生労働省令で定める非常の場合の費用に充てるために請求する場合においては、支払期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払わなければならない」26条「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない」と規定されています。労基法28条に「最低賃金法」があり、茨城県労働局が規定する最低賃金は、平成24年10月から、時給699円と定めています。さらに「特定（産業別）最低賃金」の項目を調べると、医療器機（動物用医療器機を含む）管理・補助的経済活動を行う者の最低賃金は、平成24年12月から、時給782円と定められています。この最低賃金の支払いを守らないと、雇用者は、労基法違反になります。では、動物病院で獣医師に雇用される動物看護師の処遇待遇は、いかがなものでしょう。獣医師に雇用された動物看護師は、労基法の23条「使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない」「使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない」に該当します。当然、8時間労働を超過した賃金は「超過勤務手当」を支払い、休日出勤についても「休日出勤手当」を支払い、夜間の業務では「夜間出勤手当」を支払わなくてはなりません。万に一つの確

率ではないかと感じていますが、動物看護師の認定に関して「動物看護師統一認定機構」が熱望する国家資格になり、これを支える「動物看護師法」なる法律が定められ、名称制限や獣医診療補助など業務独占が盛り込まれたら？どうなるか？を想像すると、動物看護師への処遇待遇は、彼ら彼女らからすれば、大きく改善することでしょう。他方、動物看護師を雇用する獣医師は、動物看護師への賃金に加え、「交通費」「所得税」「住民税」「労働保険」「健康保険」「介護保険」「年金」「有給休暇」「ボーナス」など、ヒトの医療を行う医療機関に勤務する看護師と同等の処遇待遇を用意せざるを得なくなるでしょう。「動物の愛護及び管理に関する法律」が平成11年に改正され、「伴侶動物」「ういのコ」と飼い主は位置づけ、動物看護師や獣医師も、傷病動物を「患畜」ではなく「患者様」と呼ぶようになりました。動物病院での診療ミスについて、裁判所は、原告勝訴を次々に言い渡すようになりました。以前、動物診療のミスは、動物所有権が重視され「物損」扱いでしたが、昨今の裁判で

は「医療ミス」として判決が言い渡されています。この社会状況を、よく、冷静に見極めて、動物看護師を雇用する獣医師は、法令遵守を重視すべき時代になったことを受け入れざるを得ないと思うしだいです。以上、「動物看護師とは何なのか？」について、私の私見を述べさせていただきました。法律の専門家ではない者の浅学な見解にて、至らぬことをお許し下さい。再び、本誌への寄稿依頼を得ることができますよう願っています。



学校法人湘央学園／動物看護コース外科実習

動物名のルーツを探る（シリーズ19 キジ）

キジ（雉）



キジは、古名をキギスとかキギシと呼ばれていた。古書『和名抄』には、雉はキギス、一名キジと記されている。また、気性の激しい事をケゲシと言うが、気性の強い鳥の意味でケゲシからキギシ、更にキジになったとも言われている。一説にはその鳴き声に由来するとの説もあるが、ケンケンの鳴き声とは結びつかない。

ある動物学の本に見たことがあるが、浅間山が噴火する数時間前に、山麓に生息する雉が鳴きたてて騒いだと記されている。雉が異変を感知して騒ぐことは、しばしば観察されている事実であり、地震の予知能力もあるらしい。

英名はフェザント pheasant、仏名フザン faisan、獨名ファザン der fasanとされている。（T・S）

竜巻被害に遭遇して

茨城県県北食肉衛生検査所 佐 原 聡
茨城県常総保健所 佐 原 由 美

始めに、この度の竜巻被害におきまして、茨城県獣医師会及び獣医師会会員の皆様から沢山のお見舞いと温かい励ましのお言葉を頂き感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

平成24年5月6日に発生した竜巻から1年が経過しました。そこで、竜巻被害の状況と現在までのつくば市北条地区の復興状況についてご報告させていただきます。

ゴールデンウィーク最終日、多少風が強いものの暖かく晴れた行楽日和、二人の娘たちが楽しみにしていた東京ディズニーシーに家族4人で出掛けました。午前中はタワー・オブ・テラー、ヴェネツィアン・ゴンドラなどのアトラクションを楽しみ、午後からはショーを見る予定でした。

午後1時過ぎ、近所の友人からの一報により竜巻の発生を知り急遽帰宅することとなりました。近隣の家は全壊で、我家も窓ガラスが割れ大きな被害を受けているとのことでした。東京ディズニーシーは天気も良く、まさかと思いましたが、会話が緊迫しており、ショーを見るのを楽しみにしていた娘たちをなだめ車に乗り込みました。帰りの車の中、俄かに信じ難い気持ちと不安とでじっとしてられず、近所の知人に手当たりしだい連絡をとりましたが、なかなか電話が通じず詳しい状況が把握できませんでした。自宅から2kmほど離れた場所にある桜で有名な北条の大池付近まで来ると車は渋滞し全く動かなくなり、上空を多くのヘリコプターが飛び回っていました。更に娘の小学校の先生からも安否確認の電話が入り、被害が少ないことを実感しました。唯一被害の少ない西側から迂回しやっと自宅から100mほどまで車でたどり着きました。電柱が折れ曲がり道路を塞ぎこれ以上車で乗り入れることができないため知人宅に車を止めさせてもら

い、歩いて自宅へ向かいました。周囲の家の屋根、外壁は飛ばされ、電柱は倒れ、瓦礫などが散乱していました。空は灰色の雲が広がり、周辺の田んぼの泥が巻き上げられて街は茶色にぬりかえられていました。今朝家を出た時の様子とは一変し、昔テレビで見たウルトラマンと怪獣が戦った後の光景を思い出しました。



(5月6日夕方)



(5月7日早朝)

やっと自宅に到着したのは午後3時過ぎでした。我が家の2階の窓は全て割れて、屋根瓦は吹き飛ばされ、外壁も剥がれ落ちていました。室内は、他の家の瓦が窓を突き破り、ガラス片が散乱していました。室内のドア、壁、天井にも飛んできた瓦やガラスで突き刺さっており、竜巻で巻き上げられた泥が付着していま

した。ダイニングにあったテーブルは隣のリビングまで移動し、椅子は飛ばされて倒れていました。もし、外出していなければこのテーブルで家族そろって昼食を取っている時間でした。自宅に駐車していた車は、窓、ライトが割れ、ボディーはボコボコにへこんでいました。我が家は数日後のつくば市の調査で半壊と判定され、車は保険会社より修理不可能のため全損の扱いとなりました。

当日は何から手を付けていいのか分からずあっという間に日も傾き夕方となっていました。家中ガラスが散乱して危険なため、心配し様子を駆けつけてくれたいとこに娘たちを預かってもらうことにしました。電柱が折れていて停電していましたが、約1年前の東日本大震災の教訓もあり懐中電灯、携帯電話の充電器などは準備してあったので、私たちは被害の少ない1階の部屋で就寝することとしました。

翌朝、朝霧の中、改めて周囲を確認したところ、やはり夢ではなく現実でした。長女の通っている小学校の被害も大きく休校となりました。次女の保育所は家から数キロ離れていたため竜巻の被害はなく通常どおり通う事ができました。仕事をお休みさせていただいた私たちと長女は家中散乱していたガラスなどの片付けを行いました。午前中家族だけではどうしてもいいのか分からない状態でしたが、午後からは職場・同級生・住宅メーカー・ボランティアの方々が手伝ってくださり、本当に助かりました。その後も連日多くの方が手伝ってくださり、一週間ほどで概ね片付ける事ができました。

また、つくば市や関係団体の対応も早く、当日の夜から炊き出しが始まり、5月16日までの期間で、1日3食の提供があり食事の用意に時間を取られることが無く、片付け作業に集中することができました。

翌日から、自宅前の道路は、復旧作業や報道各社の車両、お見舞いや手伝いの方などで混雑して、連日道路は渋滞していました。

また、まだ通行止め、渋滞が続くなか、当会小林会

長が自らお見舞いにお越しいただき、非常に感激いたしました。他にも、仕事で一緒させて頂いた多くの方々、大学の恩師、友人と多くの方々からお見舞いや温かい励ましのお言葉を頂きました。

家の修理は屋根、外壁、シャッター、カーテンなどの交換、内壁、天井の張替え等を行い概ね5ヶ月かかりました。

北条地区は、東日本大震災から約1年後の竜巻の被害となりました。全壊や大規模半壊の住宅が取り壊され、竜巻襲来の前後では街の様子が一変しました。被災後に転居した方も多く、以前は昔からの家が比較的家が密集していましたが、今では被災後立て替えられた新築の家と空き地が目立つようになりました。そのような状況ではありますが、地域復興プロジェクトや催し物で、以前よりも多くの方が北条を訪れるようになり、人の流れが少しずつ戻りつつあります。

今回の竜巻の被害状況は、つくば市全体では死者1名、負傷者37名、全壊の住宅は89軒、大規模半壊38軒、半壊154軒、一部損壊382軒、その他448軒、合計1,111軒でした。竜巻は長さ15km、幅500mにおよぶもので、通過時間は数十秒と短時間ですが、被害は甚大でした。北条地区400年の歴史で初めての出来事と聞きました。

今春娘達は各々小学校と中学校へ入学し、新しい生活が始まりました。

皆様のご協力のおかげで家族みんな元気に過しております。この場をお借りしまして感謝申し上げます。ありがとうございました。



『イヌとネコの飼い方について』の講演報告

第5支部 春日 浩二

平成25年2月23日（土）に、牛久市生涯学習センターにて講演を行いました。これは元々、「イヌネコの幸せ探し譲渡会」と題して、牛久市が年に数回イヌネコの里親会を行ったなかで、里親になっていただいた飼い主様に対しての飼い方、しつけ方などをお話しさせていただいたものです。この日は大変寒かったにもかかわらず、大勢のかたがご来場されました。

今回は、イヌやネコ固有の特徴やなりやすい病気ももちろんお話ししましたが、特に茨城県獣医師会でも取り上げられています「マイクロチップ装着・登録の重要性」や、「狂犬病予防注射接種・登録の必要性」も強調して説明させていただきました。マイクロチップは震災時などにとっても役に立つことや、日本獣医師会（AIPO）に登録していないと登録していないのと同じであること。また狂犬病予防接種はイヌを守ることもあるが、人

を守るためにもとても大事であること。さらに私の見解だけかもしれませんが、マイクロチップを装着し、狂犬病予防接種を登録することは、どちらもそのイヌやネコの戸籍になるとして捉え、またそのイヌやネコがこの世に生きた証になるのだと伝えてきました。

今回は話がとても長くなったにもかかわらず、里親の皆様は最後まで一生懸命に耳を傾けていただきました。さらに終わってからも質問を多数受け、来ていただいた方々は本当に一生懸命大事にしていただけると確信をいたしました。

色々な資料やパンフレットを準備していただいた茨城県獣医師会の事務の方々や、講演会場をセッティングしていただいた市役所の職員の方々に感謝すると共に、ご来場いただいた里親様に少しでもお役に立てれば幸いです。

こぼれバナシ

巨大隕石の衝撃

巨大隕石の落下については、本会報第72号（09年10月）でも「ツングースカ大火球の謎」として紹介したが、本年2月14日、同じシベリアの100万都市チェリャビンスクで、直径17m約1万トンの小惑星が秒速18kmの速さで落下し、大爆発・衝撃波で死者は出なかったが、1500人の負傷者、約5000棟の建物被害を生じた。この天体は岩石なので大方は空中分解したが、もし鉄やニッケルなどの塊であったなら、分解することなく衝突してくるので、莫大な被害が考えられる。（今から6500万年前、中米ユカタン半島に直径10kmの小惑星が衝突し、恐竜が滅亡した。）

実はこの日、南半球で2012DA₁₄という直径45m・約13万トンの小惑星が地球に異常接近する予定なので、世界の科学者達が緊張して観測態勢に入っていたが、月の軌道内を通りインド洋上空を超高速で通り過ぎて行った。しかしシベリアの件は全く予想もしていなかったことであり、2個の天体が同日に接近や衝突は非常に珍しい現象であったという。

太陽系内で命名されているものだけでも30万個の小天体があり、そのうち地球に衝突しうる「地球近傍天体（NEO）」は1万個も存在し、木星や土星の引力の影響でバランスを崩し、地球に衝突してくる可能性は、決して低いものではないという。

(S・S)

真の『幸福』とは…

勤務退職者支部 菅 原 茂 美

このテーマは、多くの人々により、今まで何度でも語り尽されたことであろう。国民にとって本当の幸せとは何ぞや？その価値観を、じっくり考え直してみたい。「幸福」について論じるにあたり、私は今更、奇を衒^{てら}うつもりはないし、特に示唆に富むわけでもない。行き着くところは、ごく平凡で、ありふれた所に落ちつきそうだ。

即ち、目指した目標の大小にかかわらず、日頃の努力が結ばれ納得できるような結果が得られた時。そして社会に迷惑をかけず、おのれに納得のいく自立ができた時…。そんな時、人はやっと我が胸をなでおろす事ができるのではなかろうか。それが「幸せ」というものであろう。

結局は「自分力の向上」ということ。道がなければ自分で切り開くことだ。例えば日曜大工。すぐ既製品を求めたり、ささやかなことでも業者に頼んでいたことが、一念発起。自分で入門書を読み、人に話を聞いて、自分でやって見れば、何とかできる。簡単な物置やガーデンテーブルや椅子など、やればできる。家庭菜園・ガーデニング・料理・投稿・スポーツ・地域活動など、今まで手を出さなかったことも、やってみれば、まあまあ結果が出る。地域に密着し、会話の輪が広がる。自分の存在感も増す。こんな時、無常の快感に浸れる。これが幸せというものなのであろう。燃えている時が青春。人生の発火点は年齢に関係ない。

ほんのささやかな幸せでも、掛け替えのない、これぞ至上の幸せとする人もいる。一方、他人から見たら、あんな羨ましい生活が本人にしてみれば、まだまだ不足。もっとでっかい幸福があるはず…と、欲を張る。金や物を最重要とする人もあれば、ささやかでも、健康で家族円満が何よりの宝とする人もいるだろう。幸福観は、人により大

きく異なる。

さて、幸福論には、まず「健康」と、誰でも考えるが、健康でないなら不幸か…というと、必ずしもそうとは言い切れない。

私自身、非常に悪性の前立腺癌にやられたが、発見が早かったため、すぐに手術をし、放射線をタツプリ浴びて直腸粘膜の一部に被曝ケロイドなどできたが、今は全く元気。術後13年も過ぎたが、お陰様で、色々活動させていただいている。

状況にもよるが、「癌」にかかったからと言って、必ずしも不幸とは限らない。私は癌で100日間の入院中、毎日、待合室で囲碁三昧。実に楽しい入院生活であった。こんな楽しい毎日なら、一生病院から出なくともよいとさえ感じた。

同じように17歳・高2の時、結核で1年休学、自宅療養。この時も、抗生物質のない、しかも戦後間もなくの食糧難の時代。安静が第一ということで、毎日自宅で読書三昧。あの時の読書習慣が今、本当に役立っていると思っている。病気ではあるが、決して不幸ではなかった。

そんな思い出に浸っている時、乙武洋匡氏のテレビインタビューを見た。氏は先天性の「四肢切断」という障害を持っている。現在、日本第3位の発行部数を誇る「五体不満足」の著者である。氏は『障害は不便です。しかし不幸ではありません』とはっきり言っている。親の愛情に見守られ、自己肯定観もしっかりし、スポーツライター・東京都の教育委員として活躍中。数人でバンドを作り、ボーカルも演じている。平凡な五体満足の人より、遥かに活発に活動している。社会から理解をいただき、活動の場を与えられていることに、心から感謝している。私は『幸せです』と、はっきり言っている。

* * *

目を転じ、思い出したのは、古来、大乘仏教が根付くブータン国の「国民総幸福（＝GNH）」という考え方である。ブータン前国王が提唱したもの。同国では、「国内総生産（＝GDP）」の豊かさと、国民の幸福観とは決して相関ではない。健康で生きがいを持ち、人間関係が円満で、人の役に立った時に、自分は最も幸福だと感じるのだそうだ。要するに「幸せ」とは、お金じゃないよ！ 心の豊かさが大事だよ…という事らしい。

【大乘仏教とは、広辞苑によれば紀元前後頃からインドに起った改革派の仏教である。それまでの仏教が出家者中心で、自利中心であったのを「小乗仏教」として批判し、それに対し自分達を「菩薩」と呼び、利他中心の立場を取った。東アジアやチベットなどの北伝仏教（中国・朝鮮・日本など）は、いずれも大乘仏教の流れをくむ。】

大乘仏教では、一日一善を積み、天国へ行けると説いている。この話を聞き私は単細胞なので、別に天国へ行きたいからではないが、何か一日に一つでも、人の役に立てたらいいなとすぐ思う。そこで、以前から実行してはいたが、車で通勤の途中、片道一車線の対面交通の路上、右折ウインカーを出して後ろに多数の車が連なっている場面などは、状況にもよるが、パッシングで合図をし、できるだけこちらが止まり、相手を右折させてやる事にしている。これは、相手に喜ばれるだけじゃなく、日頃私が唱えている地球温暖化ガスをできるだけ少なくする…という実利もある。相手もパッシングでお礼の挨拶をくれることもあり、こちらは、とてもすがすがしい気分になる。茨城は交通マナーが極めて悪いといわれるが、こんな小さなことでも、皆が心がければ汚名返上に、いささかなりとも役立つであろう。

真の幸福とは何か？ 病気だから…障害があるから…と言って不幸のどん底とは限らない。心の持ちよう・向き合う姿勢で、そんなものは克服で

きる。誰が悪いのでもない。運命というか、巡り合わせというか、そんなことでたまたま自分の所に、そんな不運が転がり込んできたという事。そんならそれで仕様がなし。心広く受け入れてやれば、それほどの苦痛でもない。たまたま自分の住んでいる街に、恐竜が滅びたような巨大隕石が降ってきて、街ごと吹っ飛んだとすれば、誰を恨んでも仕様がなし話。そんな時はそれで諦めるほかあるまい。

ナイスプロポーションの、超美人に生まれたからと言って、必ずしも幸福の絶頂とは限らない。クレオパトラは、最後は自殺に追いやられ、楊貴妃は、安史の乱で家臣に殺された。少々オカチメンコで、短足でも心豊かで人にも慕われる観音様のような、お人もいる。

極度の貧困は、かなり苦痛である。働けるのに働きもせず、生活保護にタツプリ浸りっぱなしの心貧しい人もおれば、保護費よりはるかに少ない賃金で働き、保護は受けず、世間に迷惑はかけたくないとする、高貴な心を持つ人もいる。政治はその辺の事情をしっかりと見極め、筋の通った福祉行政を行うべきである。

結局、真の不幸とは何かと考えれば、それは、心貧しいこと…と結論付けられる。人に後ろ指さされて、地位や財産を得たからと言って、それがなんだというの？ オレさえよければ良いとする自己中心主義。己の欲望を満たす為なら、他人の生命・財産をも奪う。阿修羅のような人生に、心の安らぎなどあるはずもなからう。

ブータンの大乘仏教に裏打ちされた、利他主義の対極。こんなものは当然、閻魔様の逆鱗に触れ、地獄行きということになるであろう。それを防ぐのは特別の道徳教育とかではなく、平凡な家庭教育が基本であろう。親がしっかり子供をしつければ、そんな悪道に走ることはあるまい。大方のことは家庭教育が基本である。それがイジメッコの親に先生が注意をすると「盗人猛々しい」というか、とんでもないモンスターに変身。猛烈に反撃して

くる人もいるという。親がなっていないから、子供が乱れる。

【なお、ハワイのマウイ島では、ナイトレインボー（月虹・げっこう）が見られたら幸福になれる…という言い伝えがあるという。月虹は月の光が弱いため、明確な7色には見えず、白っぽく見えるので、「白虹」とも呼ばれ、先祖の霊が橋を渡り祝福に訪れるのだという。月虹は、東の方に小雨の降る夜明け前、満月が西に傾く頃、月周辺は晴天で、小雨の降る場所を照らすと「虹」が浮かび出るのでそう。月は楕円軌道で、最も地球に近付いた時の満月でなければ照度が足りず、虹は見えないらしい。数年に30分ぐらいしか見られないという。その時の「月→水滴→観察者」との角度は40～42度に限定されるという。】

* * *

今の日本は不況で、犯罪は多く、がんや生活習慣病などで老後が苦しい。こんな不幸はない…と嘆かれる方もいるだろうが、とんでもない。こんな安全で衛生面の整った国はめったにない。私は多くの外国を見たわけではないが、豊かな国も、貧しい国も両方見てきた。日本は内乱があるわけじゃなし。極度の貧富の差があるわけでもなし。自由にものが言え、階級に支配されず、職業も自由選択できる。日本ほど素敵な国はないと思っている。

最も気になる治安の問題だが、外国は、豊かな国も貧しい国も、国民は自衛のため、多くの人が護身用の銃を持っている。危険極まりない。何かのすれ違いがあれば、ムザムザ命を落とすハメとなる。

アメリカなどコンビニの数より銃の販売店の数が多いとも言われる。何の罪もない小学生が、頭の狂った犯罪者による乱射事件で多数死亡。政府は銃の規制に乗り出そうとすると、猛烈な反対。オバマさんも乱射事件のたびに銃規制法案を、提出しようとする、すぐ捻りつぶされている。西

部開拓時代から、自衛の銃は絶対手放せないのだという。先住民が、平穏に暮らしている土地を白人が奪ったのだから、いつ逆襲があるかと、常に戦々恐々の心理が身についているのであろうか。

ある時私は、中米の街で居酒屋に入ったら、店の壁に弾痕がある。これは何かと聞いたら、先日、店の客同士がケンカになり、撃ち合いをやったとの話。たまにはこんなこともあるのさ…と店主はケロリ。いまだに、西部劇時代さながらである。

日本は社会保障制度だって、かなり良くできている。医療保険制度など、なかなか他国では、こうはいかない。老後は南国で…などと日本を脱出する人も多いが、結局、医療関係不備のため、ほうほうの体で逃げ帰ってきているようだ。

衛生面では、私自身、中米滞在中、かなり万全の注意をしていたにもかかわらず、アメーバ赤痢に感染し、3日間で7kgも体重が減った経験がある。下痢と脱水が酷かった。幸い命は助かったが、その他、マラリアをはじめ、熱帯病は無数にある。

【日本の政府は、あまりにも国民の面倒を見過ぎる。自分の命は自分で守れ！これがあたりまえ。池に子供が落ちた時、池の周りをバリケードなどで囲み、危険だから入るな！と立札を立てないから、管理者に責任がある…などという判決は、あまりにも国民を軟弱にしてしまう。行政経費もかさむ。日頃から危険な所には立ち入らないよう、親は子供に生き抜く術をしっかりと教育しておくべきだ。

熱帯のスコールは、いくら道路を補修してもすぐ道は崩れる。ハイウェイでも、道路に大きな穴など開いている。すると、道路管理責任者は、『穴に落ちこちて死ぬ奴はバカ！』これで簡単に済まされる。過保護は子供を軟弱にする。

ドイツでは、幼稚園生に鋭い刃物で、枝などを削らせている。危険な道具も正しい使い方を覚えなければ、立派な大人に成長できないからだという。日本は、我々戦中戦後生き抜いた者は、あ

んな苦しみを子供には経験させたくないという親心が、却ってアダになり、子供を軟弱にさせてしまった。自立心のないニートだか何だか知らないが、石にかじりついても、己の道を貫こうとする強固な意志を持った人間など、化石人類みたいに見られる。あまりにも便利過ぎて、骨なし子供を作り上げてしまった。不都合なことは、すぐ他人のせいにしてしまうから、自己判断できない軟弱者が世に溢れる。こんな無定見が、生活保護費受給者215万人の無茶苦茶な国を作り上げてしまった。】

さて話を中米に戻し、道路はズタズタなので、乗用車は尻もちをつく。ランクルかパジェロのような4駆でなければ農村部は走れない。すると現地のギャングはその車欲しさに、襲撃してくる。こんな途上国を経験しているので、日本の治安の良さは、比べ物にならないほど立派。不平など云ってる場合ではない。

なお私はこんな治安状況の国へ赴任するのだから、出発の時、高額な生命保険に強制加入させられた。多くの掛け金を支払ったが、どうやら無事生きて帰ってきたので、女房のヤツ、がっかりしたかな？

* * *

それにしても、近年の世界情勢は、どっちを向いても『オレさえ良ければそれでよい…』という傾向があまりにも強い。大乘仏教の利他精神など、どこにも見られない。何が自由競争ですか？ 何がグローバリズムですか？ 弱肉強食あるのみ。

特に私がカチンと来ているのは、地球温暖化防止のための、排出規制国際会議で、先進国も発展途上国も、みんな責任逃れ。中国など、世界で最も温室効果ガスを排出しているながら、産業の停滞を防ぐため、自らはその責めを負わず、責任は全て先進国が持て！ と迫ってくる。最も、そんな低レベルの国と、まともに喧嘩しようとする方が愚かかも…。

地球温暖化は、両極の氷がとけ、海水面が上昇し、海拔の低い地帯が水没するだけではなく、生態系が変わり、多くの生物種が絶滅していく。歴史上海水面は100mぐらい、何度も上下している。そして中緯度地帯も熱帯化して、マラリアなど、熱帯病が中緯度地帯にも蔓延し、多くの人命が失われる。現在マラリアは全世界で2億人が感染し、毎年200万人が死んでいる。熱帯にはその他恐るべき伝染病が多数ある。極端に言えば、地球温暖化は、人類の滅亡にもつながる。そうと分かっているながら、近視眼的に、今の今、オレさえ良ければ良い…主義で、資源を浪費し、環境を汚染し、子孫が安心して住めない環境作りに、世界各国が競争して突進している。人類は何のためにこんなにも大脳を膨らましたのか。人間の欲望なんて、どこまで浅ましいものなのか。経済成長の競争が国民を不幸にしている。経済力はソコソコでも、国民が安心して、心豊かなブータン国民の方が、ずっと幸福感に満ち満ちているように見える。

* * *

これまで私は、地球環境を壊さないためにこれ以上、多くの物づくりを止め、スローライフを取り入れなければ、資源は枯渇し、環境は汚染し、人類の滅亡につながると、何遍も述べてきた。経済成長至上主義は、決して人類を幸福には導かない。ひいては子孫の繁栄を、危うくさえするものだ。世界は、いい加減この辺で目を覚まし、人類も自然の一部であることを再認識し、慎ましやかに、自然の恵みに感謝しながら生きていくべきである。世界の歴史学者達は、かつて日本のアイヌの、自然を敬う生活態度に、心から尊敬の念を抱いているという。

浮世離れと言われるかもしれないが、せめて江戸後期、越後の良寛を見習いたい。五合庵に住まい、村童を友として脱俗生活を送る。良寛は禅僧の歌人だが、その号は「大愚」とは恐れ入りました。托鉢で得た僅かの米と、薪束に心から合掌。この上

ない幸せがあらうかと、大満足。皆が良寛のような心構えなら、世は平和になる。そうして暮らせれば、おいしいものを食べなくとも、高級車に乗らなくとも、何の不満もない。人類は滅亡をのがれたかったら、それくらいのスローライフを覚悟すべきだ。寸刻を争う経済競争は、国民を幸せには導かない。

最後に一言。関東平野に住む人は、雪が降らないというだけで、最高に幸せといえる。雪の重苦は一言では言い表せない。多くの命も奪われる。同じ税金を払っているのに、雪国の苦痛は計り知れない。私も雪国生まれだが、雪国の人々は「おしん」のように、あらゆる辛苦に耐え忍んで生きている事を、時には思い浮かべてほしい。

動物名のルーツを探る (シリーズ20 カワウソ)

かわうそ 川獺^{ひんだつ} (獺^{だつ})



カワウソの古名は、ヲソで乎曾と書いた。このヲソが転じてウソになりカワウソになったとされている。その他にオスシとかウスシとも呼ばれ、恐しいものが変じたものとされている。

川獺が魚を捕らえて食べる前に捕った魚を川辺に陳列する習性がある。その有様が祭りのときに商品を陳列する様に似ていることから獺祭^{だっさい}という。このことから文章など書くときに参考書ばかりを並べておかないで、「獺祭でなく一気呵成に文章を書け」というときに用いられる言葉である。因みに俳人の正岡子規は、自分の居を「獺祭書屋」と号している。子規が亡くなった日9月19日を、獺祭忌と称している。

川獺は、英名オター、独語オツテル、仏語ルートゥール。

現在ニホンカワウソは、絶滅危惧種に指定され絶滅したとも言われている。しかし、秋田の田沢湖で絶滅した、とされたクニマスが近年山梨の本栖湖で発見され話題になったように、ニホンカワウソも何処かで生息して居て欲しいものである。(T・S)

こぼればなし

暗黒物質の謎

この宇宙は、星や星間物質など既知の物質はわずか5%ほどである。光等の電磁波を出さないため、望遠鏡などで見ることのできない仮想上の「暗黒物質 (ダークマター)」と呼ばれる未知の物質は、宇宙の全質量の27%もある。そして宇宙の膨張の原動力となっている「暗黒エネルギー」は全宇宙の質量の68%を占めているが、その正体は全く不明である。合わせて宇宙の95%は何もわかっていない。暗黒物質が存在するという証拠は、遠くの銀河からの光が、歪んで届いたり (重力レンズ効果)、不明の質量の重力の働きで、銀河が渦を巻いたりする間接的証拠からその存在が推察される。更に暗黒エネルギーは、宇宙全体に広がって負の圧力を持ち、「反発する重力」として効果を及ぼしている仮想のエネルギーであり、現在観測されている宇宙の加速膨張の原動力となっている。現在膨張を続けている宇宙は、将来膨張を停止し、縮小に転じるかどうかはこの暗黒物質・エネルギーの正体がわからなければ、予測の立てようがない。(S・S)

平成24年度茨城県獣医師会事業実施報告

1. 「大好きいばらき動物愛護フェスティバル2012」の協賛

平成24年度動物愛護月間に実施した、茨城県保健福祉部主催の動物愛護フェスティバル事業に共催し、動物愛護思想の啓発普及に努めた。

開催日時：平成24年9月23日（日） 10：00～14：00

開催場所：「笠間芸術の森公園 イベント広場」

【本会の事業実施内容】

- ①会員開業獣医師による動物の無料健康相談
- ②動物愛護推進に係るのぼりを掲げ、又、掲示板を設置しマイクロチップ等の啓発普及を行った。
- ③一般来場者にチラシ、リーフレット、また啓発用グッズをセットにしたイベントバッグを配布し、啓発普及に努めた。

【無料健康相談】



2. ブロック・支部等による動物愛護啓発事業の開催

動物愛護思想の啓発普及を図るため、下記日程により各ブロック毎に開催された動物愛護フェスティバル等において、また、支部主催による動物啓発事業等においてペット無料健康相談及び飼い犬のしつけ方教室、譲渡会、講演会等を実施した。また、マイクロチップ普及のために、譲渡犬・猫へのチップ埋込みと日本獣医師会への登録を行った。

地区	開催内容	開催日	会場	譲渡犬猫へのマイクロチップ埋込み頭数
県北	ペット無料健康相談・動物愛護事業等	平成24年10月14日	日立市かみね動物園内 「かみね in 動物フェスティバル」	実施なし
鹿行	ペット無料健康相談・家庭犬しつけ方教室等	平成24年10月14日	潮来市「第3回商い創造祭」会場内	6頭
県南	ペット無料健康相談・動物ふれあい事業等	平成24年11月3日	牛久市「うしくWaiワイまつり」会場内	実施なし
県西	ペット無料健康相談・家庭犬しつけ方教室等	平成24年10月27日	坂東市「ばんどうホコテン」会場内	実施なし

【県北ブロック かみね動物園「かみね in 動物フェスティバル」会場風景】



<写生会受付>



<写生会受付>



<クイズラリー>



<クイズラリー>



<クイズラリー>



<クイズラリー>

【鹿行ブロック 第3回商い創造祭 会場風景】



＜家庭犬しつけ教室＞



＜家庭犬しつけ教室＞



＜家庭犬しつけ教室＞



＜無料健康相談＞



＜無料健康相談＞



＜無料健康相談＞



＜譲渡会＞



＜譲渡会＞



＜マイクロチップ埋込み＞



＜動物ふれあいコーナー＞

【県南ブロック うしくWaiワイまつり 会場風景】



＜無料健康相談＞



＜無料健康相談＞



＜ポニー乗馬＞



＜マイクロチップ啓発＞



＜マイクロチップ啓発＞



＜マイクロチップ啓発＞



＜マイクロチップ啓発＞



＜マイクロチップ啓発＞

こぼればなし

やったね！サモア

1997年独立国となった南太平洋の島国サモアでは、国民の86%が肥満との事。そこで同国の航空会社は、ヘビー級の燃費対策として一案を講じ、「体重別航空料金」を定め、昨年11月から実施している。国内線の基本料金は体重1kg当たり約54円に体重をかけて距離により運賃を決める。その結果、子供連れ客からは大変好評とのこと。国の保健当局も「国民の健康を考えるきっかけになる」と期待していると。このニュースは4月1日ではなく4月8日（13年）なので念のため。

（S・S）

【県西ブロック ばんどうホコテン 会場風景】



<しつけ相談・無料健康相談>



<しつけ相談・無料健康相談>



<ポニー乗馬>



<わんわん大サーカス>



<わんわん大サーカス>



<わんわん大サーカス>



<わんわん大サーカス>



<ペットフード等配布>

3. 平成24年度「高度獣医療講習会」の開催

臨床獣医師に対し高度で専門的な獣医療に関する講習会を実施し、飼育者の要請に応じて高度獣医療を提供する獣医師の育成を図ることを目的として、日本獣医師会より委託を受け下記のとおり実施した。

開催日時	平成24年12月9日（日） 午後1時～5時
場 所	「つくば国際会議場」
講習内容	演題：『獣医眼科学—基本検査と角膜疾患』 講師：福島 潮（鎌倉山動物病院院長、日本動物高度獣医療センター所属）
参加人数	90名（本会会員、関東地区各県獣医師会会員）



4. 茨城県開催「狂犬病予防及び動物愛護業務推進会議」への協力と出席

茨城県、各市町村及び茨城県獣医師会の連携をより強化し、狂犬病予防業務の円滑な推進を図り、狂犬病予防注射率の向上を目的とした「狂犬病予防及び動物愛護業務推進会議」が、茨城県動物指導センター主催により、本会開業支部単位に開催され、各支部代表者が出席し活発な意見交換が行われた。

＊出席者…茨城県動物指導センター担当者・茨城県保健福祉部生活衛生課担当者・各市町村担当者・各支部代表者（理事・支部長・副支部長）・獣医師会事務局

支 部	開 催 日	会 場
第 1 支 部	平成24年11月 9 日	水戸合同庁舎 6 階 301 会議室
第 2・3 支 部	平成24年10月25日	常陸太田合同庁舎中会議室
第 4 支 部	平成24年10月31日	行方合同庁舎会議室
第 5 支 部	平成24年11月 7 日	稲敷合同庁舎 2 階第 1 会議室
第 6・7・8 支部	平成24年11月 6 日	土浦合同庁舎第 1 分庁舎 3 階第 4 会議室
第 9・10 支 部	平成24年11月 1 日	筑西合同庁舎 3 階第 2 会議室

【狂犬病予防及び動物愛護業務推進全体会議】

上記支部単位での推進会議のまとめと、問題点、検討課題についての意見交換を行うため、全市町村担当者、本会会員（理事、支部長、副支部長、希望者）、茨城県生活衛生課、茨城県動物指導センターが一同に会し全体会議が開催された。

開催日時：平成25年 2 月 1 日（金） 午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分

開催場所：「水戸合同庁舎 2 階大会議室」

「災害時における愛玩動物の救護活動に関する協定」を締結

茨城県では、災害時における愛玩動物の救護を図るため、「茨城県地域防災計画」等に基づき救護体制の整備を進めております。

茨城県域において大規模な災害が発生した場合、飼い主が愛玩動物と避難所へ同行避難し、避難所へ設置された愛玩動物の一時収容施設における被災した愛玩動物への治療活動等を通じて、県民生活の安定に寄与するべく、茨城県獣医師会長と茨城県知事との間で協定を締結いたしました。

1. 協定締結日 平成25年3月27日（水）



こぼれバナシ

満天の星空

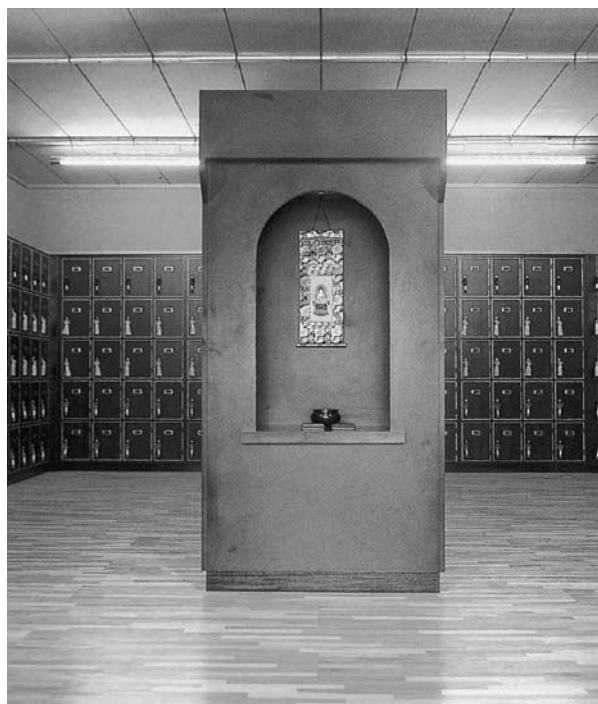
星は老化して爆死すると、その残骸から新たな星が生まれる。これが宇宙での物質の輪廻転生である。こうして太陽は50億年前に原始太陽として誕生した。残りの燃えカスのうち、太陽に近い密度の大きい岩石質の塵から岩石惑星（水星・金星・地球・火星）が生まれ、外側のガスや氷からガス惑星（木星・土星・天王星・海王星）の計8個の惑星からなる太陽系が生まれた。137億年前の宇宙誕生から、こうして恒星や惑星が誕生しては消え去り、再び復活する。

地球は46億年前の誕生である。この地球上に38億年前、生命が誕生し、ついに人類という宇宙を認識できる生物まで進化を遂げた。晴れた夜、星空を仰ぐと満天に星が輝き、この天の川銀河系には2000億個の恒星があるというが、肉眼で見えるのは2000個ぐらい。星空を上げば全宇宙を眺望したような壮大な気分になるが、考えてみれば、昼の空にだって見えないだけで星はあるはず。南半球や地球の裏側の星空もあるはず。全宇宙に銀河の数は2000億個あるといわれ、それぞれに2000億個の星があるとすれば、夜毎眺める2000個の星は何分の一なのであろうか？（S・S）

永遠の安らぎの地

ペット霊園

慈苑



○ 笠間の豊かな自然に囲まれた静かな霊園

○ 営業時間

・ 平 日 午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 00

・ 土 曜 午前 8 : 30 ~ 午後 4 : 00

・ 日曜・祭日 午前 8 : 30 ~ 午後 4 : 00

● お問い合わせ・お申し込みは下記へ……

公益社団法人 茨城県獣医師会

茨城県水戸市千波町舟付1234-20

T E L 029 (241) 6242(代)

有限会社ケイエス慈苑管理事務所

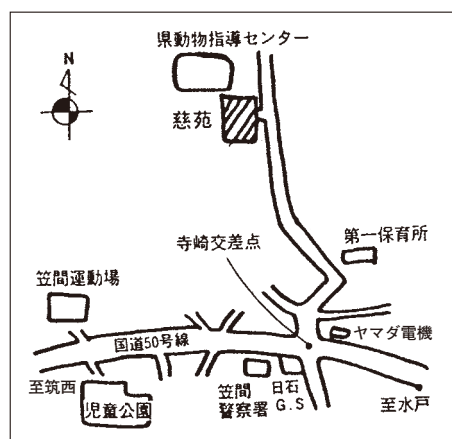
茨城県笠間市日沢46番地

T E L 0296 (72) 5834

F A X 0296 (72) 9009

○ 時間外連絡先 090-5807-6344

「慈苑」ご案内図



Marboqyl®

動物用医薬品 要指示医薬品
マルボシル® 2%
 1mL中 マルボフロキサシン 20 mg含有



マルボシル® 2%
 【包 装】100 mL

動物用医薬品 要指示医薬品
マルボシル® 10%
 1mL中 マルボフロキサシン 100 mg含有



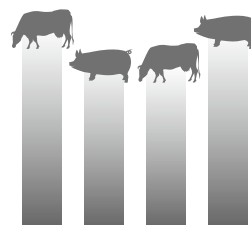
マルボシル® 10%
 【包 装】50 mL

- 静脈内投与(牛)及び筋肉内投与(牛・豚)が可能
- 筋肉内投与部位の局所変性を低減
- 短い使用禁止期間を実現 (使用禁止期間/
 牛:4日、牛乳:48時間、豚:4日)

- 動物専用のニューキノロン剤でマルボフロキサシンが有効成分
- 子牛・子豚から成牛・成豚まで、使い勝手で選べる2種類の濃度
- 牛・豚の細菌性肺炎、牛のマイコプラズマ性肺炎に優れた効果
- 優れた薬物動態により、速やかな体内分布を実現

Meiji Seika ファルマ株式会社
 東京都中央区京橋 2-4-16

新時代到来! 「牛・豚用注射剤」
マルボシル® 誕生



未来へ大切なものを伝えたい!



企画デザイン
 印刷全般

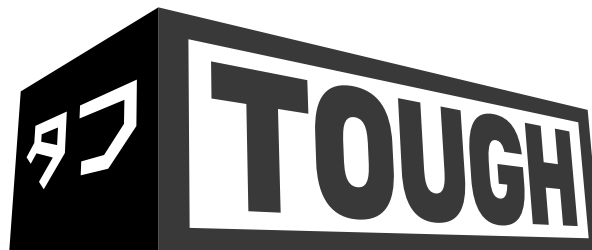
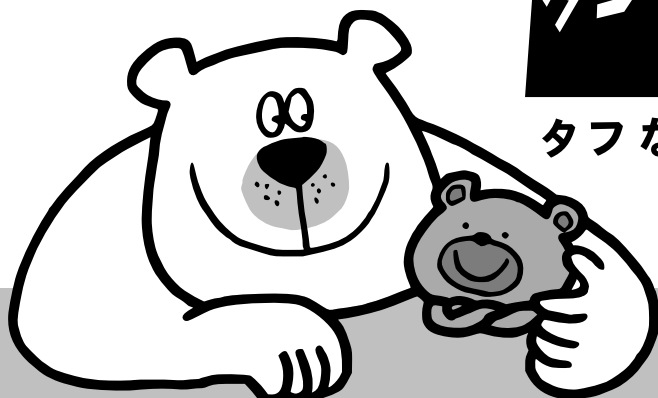
(有)クリエイティブサンエイ

〒311-4302 茨城県東茨城郡城里町那珂西1879-5
 TEL. 029-288-7778 FAX. 029-288-7801
 URL. <http://www.c-sanei.co.jp/>
 E-mail. sanei288@galaxy.ocn.ne.jp

立ちどまらない保険。

MS&AD

あいおいニッセイ同和損保



タフな安心を、あなたに。

あいおいニッセイ同和損保 株式会社
茨城支店 水戸第二支社
〒310-0803 茨城県水戸市城南3-11-14
TEL: 029-224-2367

【取扱代理店】

株式会社 あいおいNDIサポートBOX茨城支店
〒310-0803 茨城県水戸市城南3-5-32
TEL: 029-226-3638 FAX: 029-227-1448



生命をのせて回る地球に、潤い豊かな未来を届けたい。

ASCO

株式会社 **アスコ**

<http://www.asco.sala.jp>

国内広域展開の動物用医薬品ディーラー
人と動物の健やかな共生環境づくりに貢献します

本 社

〒441-8021
愛知県豊橋市白河町100番地

TEL 0532-34-3821
FAX 0532-33-3611

**営業所
所在地**

- ・中部支店
豊橋、安城、名古屋、浜松、
沼津、岐阜
- ・中国支店
広島、福山、山口、岡山、米子
- ・関東支店
児玉、大宮、前橋、松本、旭、
茨城、栃木
- ・東北支店
仙台、古川、福島
- ・関西支店
大阪、京都

編集後記

平成25年度第1回目の会報（第79号）をお届けいたします。御投稿いただいた皆様には厚く御礼申し上げます。

さてこの冬は、厳寒の日が続き梅の開花が遅れたり、逆に桜の開花が異常に早かったり、気候変動は激しかった。また大陸ではPM2.5が煙霧となり健康や市民生活を脅かし、越境汚染も考えられ、トリインフルエンザが人を襲い、おまけに北朝鮮のミサイル問題など鬱陶しいニュースが多かった。

一方、文明の暴走による地球温暖化・放射能汚染・過剰ストレスによるうつ病の増加など、人類は万物の霊長と自讃したいのなら、これらの問題は叡智を絞って克服していかなければならない。

更にこの太陽系には、命名されている小天体が30万個もあり、その内いつ地球に衝突してもおかしくない「地球近傍天体（NEO）」は1万個もあるという。6500万年前、小惑星衝突により恐竜は滅亡したが、本年2月14日には、同日に2個の巨大隕石が地球に異常接近。一つは月の軌道内を通り過ぎたが、もう一つはシベリアで落下途中、空中爆発し、その衝撃波で1500人の負傷者と5000棟の建物破壊があった。人知で抗しがたい自然災害は無数にあるのだから、人間の浅智慧で起こる「人災」だけは、何としても減らしていきたいものである。

（菅原）

茨城県獣医師会会報編集委員

委員長	菅原茂美（勤務退職者支部）
副委員長	橋本邦夫（勤務退職者支部）
委員	稲葉豊範（担当理事）
	杉山幸央（担当理事）
	菊池理之（担当理事）
	川島邦子（担当理事）
	長谷川清（県北地区）
	久家美恵子（鹿行地区）
	真原晴子（県南地区）
	苦瀬秀雄（県西地区）
会報担当	比氣正雄（専務理事）

茨城県獣医師会会報

平成25年5月1日 発行

第79号

発行所 公益社団法人茨城県獣医師会
〒310-0851 水戸市千波1234-20
TEL 029-241-6242 FAX 029-241-6249
<http://www.ibajyuu.com>
発行責任者 小林貞雄
編集責任者 菅原茂美
印刷所 (有)クリエティブサンエイ

人間だって、
動物じゃないか。



(人へのいたわりと、同じ気持ちで。)

違っているところよりも、似ているところが多い人間と動物。
だから、人間へのいたわりと同じ気持ちで、動物の健康を見つめたい。
あなたと同じ情熱で、動物の健康を守る。
わたしたちは森久保薬品です。

㊤ 森久保薬品株式会社